主 文

ー 一審原被告の各控訴を棄却する。

ニー審被告は一審原告に対し八二、〇〇〇円を支払うこと。

三 控訴費用は一審被告の負担とする。

四 本判決は一審原告において二万円の担保を供するときは仮りに執行することができる。

事 実

一審原告(以下原告と称する)は、昭和二九年(ネ)第六二四号事件について「原判決中原告の敗訴部分を取り消す。一審被告(以下被告と称する)は、原告に対し八二、〇〇〇円及びこれに対する訴状送達の翌日以降完済にいたるまで年五分の割合による金員を支払うこと。訴訟費用は第一、二審とも被告の負担とする。」との判決並びに担保を条件とする仮執行の宣言を求め、右請求が容れられない場の予備的請求として「被告は原告に対し八二、〇〇〇円を支払え」との判決を求め、被告は、昭和二九年(ネ)第五九九号事件について「原判決中被告敗訴部分を政り消す。原告の請求を棄却する。訴訟費用は第一、二審とも原告の負担とする。」との判決を求め、当事者双方は互に相手方の控訴につき、控訴棄却の判決を求め、被告は、前記予備的請求を棄却するとの判決を求めた。

事実及び証拠の関係は、

原告において「原告が昭和二七年九月六日被告に交付した八二、〇〇〇円が貸金でなく、被告主張の宅地建物の売買代金の一部として支払われたものと仮定しても、被告は昭和二八年八月頃右宅地・建物を訴外目に売却して引き渡し同訴外人がこれに居住しているばかりでなく、原告はその以前の昭和二八年三月頃、右不動産を被告に返還したので、この時原被告間の同不動産の売買契約は合意解除されたのである。したがつて、被告は受領した売買代金八二、〇〇〇円を原状回復義務の履行として、原告に返還すべきであるから、該金員の返還を求める。」と述べ、被告の主張に対し「前記不動産の所有名義のみは依然として被告に存することは認める。本訴請求の金員が手附であつて原告に返還請求権がないという主張並びに相殺債権の存在は否認する。

原告は被告所有の前示家屋を被告から賃借し、また、これに前示返還の日まで居住していたけれども、その家賃はすべて支払済みであり、なお家賃は月一、三〇〇円で二、五〇〇円ではない。」と答え、甲第三、四号証を提出し、当審証人A・B・C・Dの各証言及び当審原告本人の尋問の結果(一、二回)を援用し、乙第一、二号証の成立を認め、

理中

成立に争のない甲第二号証の一、二に、原審証人Bの証言及び原審原告本人の尋与問の結果(一、二回)並びに当審被告本人の尋問の結果の一部を合わせ考えると、原告は被告に対し(一)二六年六月二、〇〇〇円(二)同年七月一〇〇〇〇円

つぎに被告の相殺の抗弁について判断する。

(1) 被告主張の事実摘示(一)の家賃債権について。当審証人Bの証言及び当審原告本人の供述(第一、二回)によると、原告は被告に支払うべき賃料をすべて支払つており、未払賃料の存しないことが認められる。この認定に反し、被告の主張に対応する当審被告本人の供述は採用し難く、その他に家賃債権の存在を肯認すべき証拠はない。(もつとも賃料が月一、三〇〇円であつて、二、五〇〇円でないことは先に認定した通りである。)
(2) 被告主張の事実摘示(二)の不当利得返還債権について。成立に争のな

しかも、本件においては、当審被告本人の尋問の結果の一部によるとと、原告は、 「情終了の際は、付築した下屋を撤去したことを原告と、条件とは、 「情終了の際は、「中華を撤去したことを、集告した。」 「大大学」である。 「大学」である。 「大学」では、 「大学」である。 「大学」である。 「大学」である。 「大学」である。 「大学」では、 「大学)では、 「

(3) 被告主張の事実摘示(三)の損害賠償請求権について。この点につき被告の主張に副う当審被告本人尋問の結果は信用し難いし、その他に右請求権の存在を認めるなんらの証左もない。されば被告の相殺の抗弁はすべて理由がない。

したがつて、原告の貸金三二、〇〇〇円及びこれに対する訴状送達の翌日たること記録上明らかな昭和二九年二月一一日以降年五分の割合による遅延損害金の請求を認容し、貸金八二、〇〇〇円並びにその損害金の請求を棄却した原判決は相当で、これに対する原告及び被告の控訴はいずれも理由がないが、原告は当審において新たに予備的に八二、〇〇〇円の不当利得返還請求権に基ずく請求をなし、この請求は忍容すべきであるから、民事訴訟法第三八四条・第九五条・第九二条・第一

九六条を適用し主文の通り判決する。 (裁判長判事 桑原国朝 判事 二階信一 判事 秦亘)